

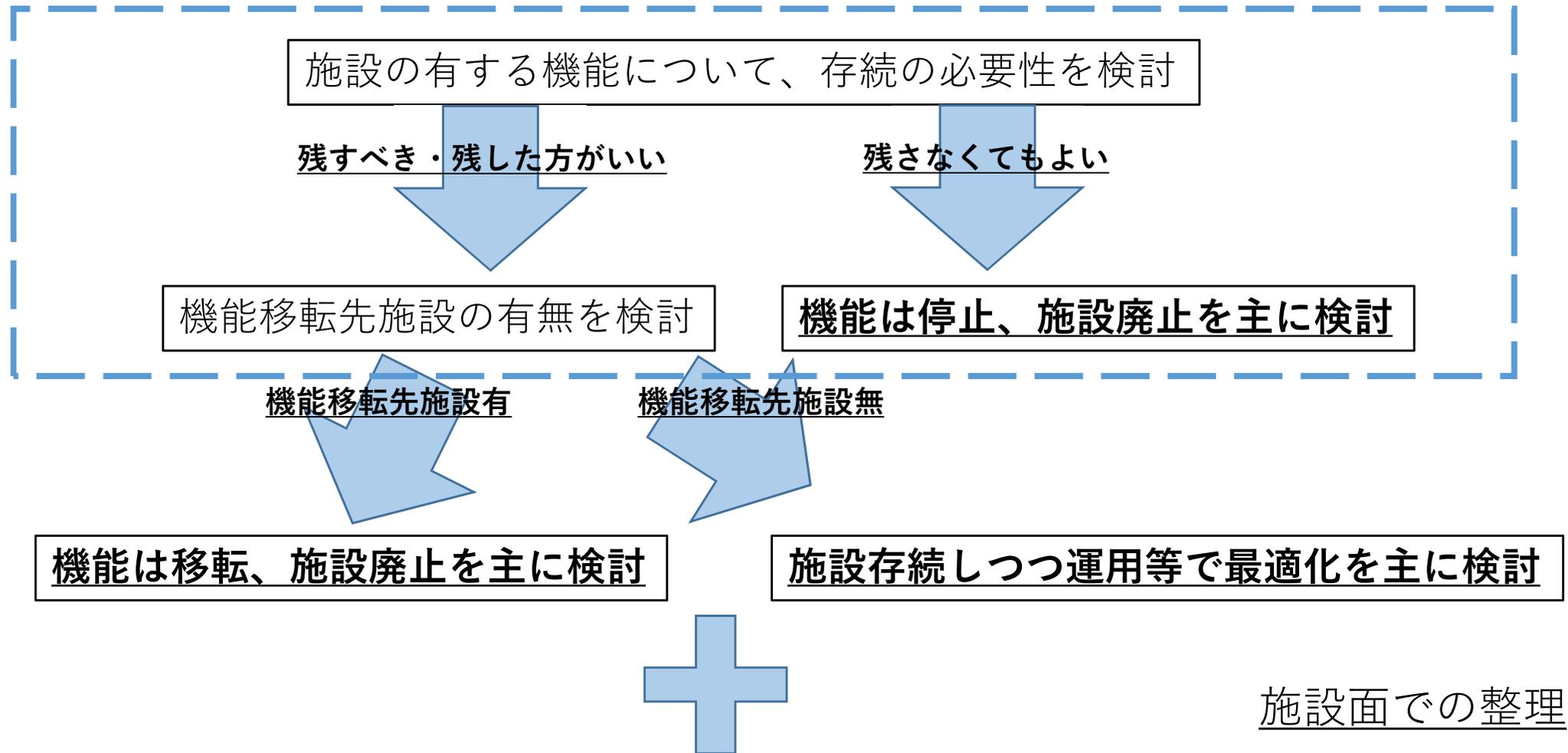
令和 3 年度
第 3 回公共施設等検討委員会

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

前回の委員会内容について

今後のあり方検討方法

機能面での整理



施設面での整理

施設に係る今後必要な費用等を考慮し最終的な建物の存続・廃止の検討を行う

前回の委員会内容について

機能の整理について

各施設について、下記の機能に分けて現状や類似施設を整理

いきいき元気館	
地域活動支援センター 「のぞみ舎」	障がいをお持ちの方への創作的活動や生産活動の提供
	障がいをお持ちの方への社会との交流の促進
適応指導教室 「こだま」	児童生徒を対象とした相談活動、支援活動
	児童生徒の社会性や協調性等の育成活動
各種団体事務所（4団体）	貸事務所

老人福祉センター	
老人福祉センター	入浴施設としての機能
	生活相談及び健康相談に関する機能
	教養講座の実施
	サークル活動の利用
	老人クラブの支援

前回の委員会での意見について

令和3年度第2回委員会における意見の整理

全体について

- ・必要性から判断することも大切だが、お金がかかるということをどう考えるか。全体量を削減していかなければならない状況の中で、必要という判断を続ければ、税金を上げたり、他施策を削減したりする判断が必要になる。

いきいき元気館について

地域活動支援センター「のぞみ舎」

- ・現在施設を利用している人以外の利用希望者がいるか需要の調査は行っているか。
- ・地域活動支援センターのぞみ舎や適用指導教室こだまは残して拡充すべきと思う。

適応指導教室「こだま」

- ・不登校すれすれの児童生徒を含めるとかなりの需要があると思う。
- ・地域活動支援センターのぞみ舎や適用指導教室こだまは残して拡充すべきと思う。

各種団体事務所

- ・民間で借りるという意見もあったが、難しい面もあると思う。団体と意見交換をしながら進めてほしい。
- ・現在入っている団体に建物を管理してもらう方法もあるのではなか。

前回の委員会での意見について

令和3年度第2回委員会における意見の整理

老人福祉センターについて

入浴施設としての機能

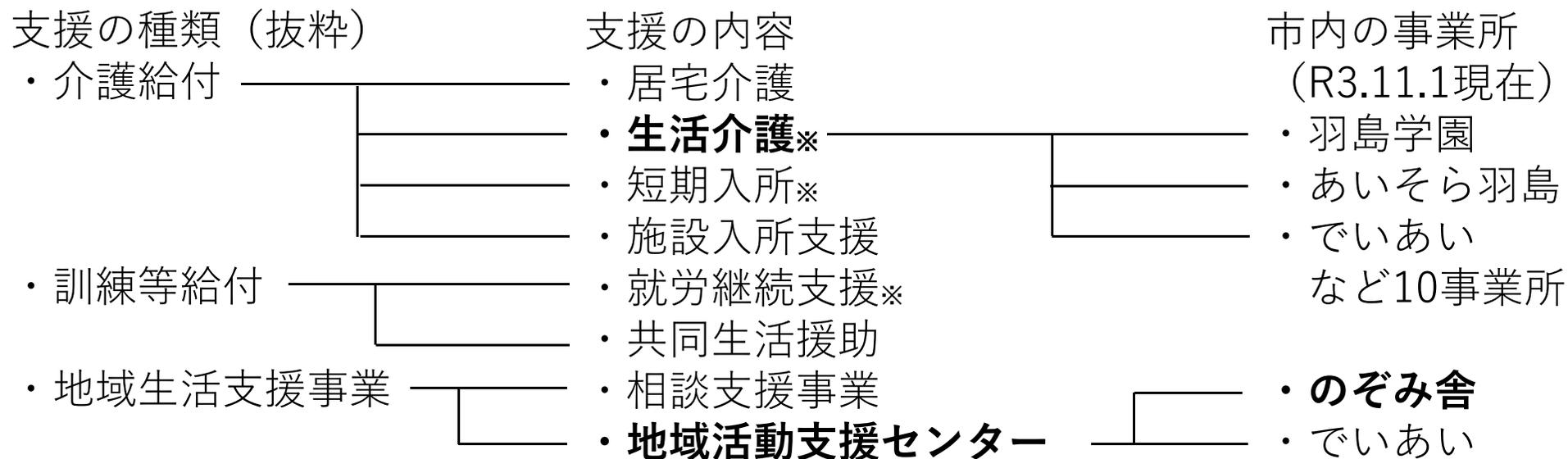
- ・代替で羽島温泉があり、バスがあるといっても利用しにくくなる。老人福祉センターの入浴施設を楽しみにしている方もおり、お金がないから仕方なくではなく何とか対応できる方法があるといい。
- ・羽島温泉へは、バスで3時間ぐらいは滞在できる時刻表が組んであり、確かに使い勝手は悪くなるが、我慢できる部分があれば、協議の中で議論していきたい。
- ・代替として、羽島温泉を利用していくにしろ、羽島温泉の修繕費用も相当かかるのではないか。

老人クラブの支援

- ・老人クラブの活動について、参加する老人の方の希望が細分化しており、各町単独でできないものもあるので、市全体で行うべきものと各町できめ細やかにやるべきものに分かれてきている。

地域活動支援センター（のぞみ舎）について

障害者総合支援法による支援の仕組み



※日中活動系サービス
他にも自立訓練などがある

- ・ 障害福祉サービスについては、複数の支援内容があり、利用者が各自で選択する。
- ・ 地域活動支援センターは、**障がい者の日中の活動の場を提供**するものであり、同様な支援として他に生活介護等の日中活動系サービスがある。
- ・ 市内、市外の施設を各自で選択して利用できる。
- ・ 現在、のぞみ舎を利用している9名については、のぞみ舎と生活介護等のサービスを併用利用しており、全て生活介護等のサービスへ移行することも可能な状況である。

老人福祉センターについて

法律の規定

老人福祉法

第十三条 （老人福祉の増進のための事業）

地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業(以下「老人健康保持事業」という。)を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

第十五条 （施設の設置）

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、経費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

第二十条の七 （老人福祉センター）

老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

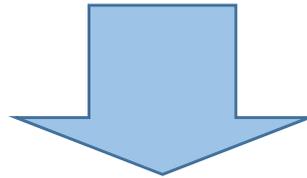
老人福祉センターの機能について

市内に同様の機能を持つ施設について

※高齢者福祉を目的としたもの

現在施設に有する機能	市内公共施設で同様の機能を持つ施設
教養講座の実施	なし
サークル活動の利用	なし
老人クラブの支援	なし

【第2回公共施設等検討委員会資料一部抜粋】



市内公共施設で上記機能を行える場所は

教養講座の実施	各コミュニティセンター、中央公民館、市民会館、等
サークル活動の利用	各コミュニティセンター、中央公民館、市民会館、等
老人クラブの支援	各コミュニティセンター、中央公民館、市民会館、市役所新庁舎市民活用スペース※ 等

※市民活用スペース：羽島市全域にわたる地域課題の解決や魅力ある地域づくりの促進のため、講演会、ワークショップ、シンポジウムをはじめ、様々な市民活動や公民連携の取組みに活用できるスペース（無料）